

都市計画法第 53 条による許可申請について

都市計画法第 53 条とは

都市計画決定された都市計画施設（道路・公園等）の区域、または市街地開発事業（市街地再開発事業・土地区画整理事業等）の施行区域では、将来行う事業の円滑な施行のため、建築物の階数や構造に関する建築制限が設けられています。

建築物の建築計画が、上記の都市計画施設等の区域にある場合には、都市計画法第 53 条の許可が必要になります。

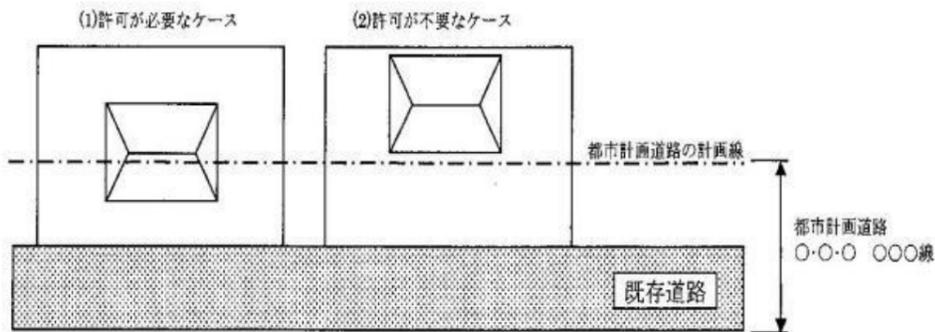
都市計画法 53 条許可の基準（都市計画法第 54 条）

建築物が次の要件に該当し、かつ、容易に移転し、または除却することができ、都市計画事業の支障となる恐れがないと認められるものです。

- (1) 階数が 2 階以下で、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

※主要構造物とは、壁・柱・床・はり・屋根又は階段を言い、建物の骨組みにあたる部分のことです。

（例）都市計画道路の場合



※都市計画道路に建築物が抵触しない場合は、許可不要です。

申請時の書類

許可申請書〔(1) から (8)〕……正本・副本の 2 部提出

- (1) 許可申請書 (2) 付近見取図 (3) 配置図（縮尺 500 分の 1 以上の実測図）
- (4) 敷地面積、建築面積及び延べ床面積の求積図
- (5) 各階平面図（**字図のラインを取り込み記載する**）
- (6) 2 面以上の断面図（縮尺 200 分の 1 以上） (7) 矩計図 (8) 誓約書

～事務手続きの流れ～

